

公益社団法人 鳥取県看護協会 健康測定機器貸出し規程

第1条 (目的)

この規程は公益社団法人鳥取県看護協会健康測定機器「以下機器という。」の使用・貸出しを適正かつ円滑に行うことを目的とする。

第2条 (貸出し対象者)

鳥取県看護協会会員に限る。

第3条 (貸出し手続)

1. 利用を希望する者は、健康測定機利用申請書「以下申請書という。」を機器の使用する2週間前までに鳥取県看護協会に提出する。
2. 機器の運搬は平日午前9時から午後5時の間に借用者が行う。

第4条 (貸出し許可)

次の事項に該当する場合は貸出しを行わない。

1. 申請書により会長が適当と認めるときは使用を許可する。
ただし次の事項に該当する場合は貸出しを行わない。
 - ア. 申請日に鳥取県看護協会「まちの保健室」が計画されている。
 - イ. 他の施設が同日に利用許可を受けている。
 - ウ. その他機器貸出しが適当でないと判断した場合。

第5条 (機器貸出し使用料)

1. 使用料は無償とする。
2. 別表に定める消耗品費を納付する。
3. 納付方法は、使用后1か月以内に原則振込みとする。
2. 鳥取県看護協会の事業の場合は消耗品費を徴収しない。

第6条 (借用者の義務)

1. 許可された者は、申請時の目的以外での使用はしないこと。

第7条 (原状回復の義務)

1. 借用者が故意または過失によって機器を破損したときは、それによって生じた損害の賠償を負わなければならない。

(補則)

第8条 この規程により難いときは、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行うものとする。

付則この規程は、令和元年8月22日から施行する。